

令和7年度 部活動に係る活動方針

岡山県立岡山一宮高等学校

1 目 標

- (1) 文武不岐の校風のもと、生徒それぞれの意欲や興味関心を高め、仲間とともに目標に向かって努力する、自律の精神や責任を重んじる態度を養う。
- (2) 様々な人間関係を通して、友と過ごした日々をかけがえのない思い出とするために、互いの人間性を高めあう気持ちや、リーダーシップを養う。
- (3) 集団への所属感や連帯感を深め、自主的に企画運営していく力や、公共の場でふるまうべき行動について考え、適切な行動選択ができるよう知識を身につける。

2 本年度設置する部活動

(1) 運動部

- ①弓道 ②剣道 ③柔道 ④野球 ⑤卓球 ⑥テニス ⑦ソフトテニス ⑧サッカー
⑨ハンドボール ⑩バレーボール ⑪バスケットボール ⑫陸上競技 ⑬ラグビー
⑭バドミントン ⑮アーチェリー

(2) 文化部

- ①ダンス ②ESS ③サイエンス(科学 生物) ④写真 ⑤茶道 ⑥書道 ⑦美術
⑧吹奏楽 ⑨放送 ⑩演劇 ⑪囲碁将棋 ⑫クッキングサークル ⑬文学 ⑭JRC
⑮華道 ⑯コンピュータ ⑰ユネスコ

3 部活動の運営

(1) 休養日及び活動時間

- ①学期中は、原則週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ②公式試合・発表会等(高体連・高野連・高文連主催)の大会1か月前からは、必要に応じ、平日の休養日を練習日にすることができる。ホワイトボードに記入することで届け出とする。(高体連・高野連・高文連主催以外の大会出場のため、この規定を必要とする場合には、生徒課部活動係に申し出の上、部顧問会の承認により活動することができる。ただし、週末の休養日は確保する。)
- ③活動時間は、原則として、平日2時間程度、休業日3時間程度とする。平日の活動時間には、早朝練習の時間も含める。また、週当たりの活動時間の上限は16時間とする。

(2) 下校時刻

- ①11月第3金曜日翌日～11月第3金曜日までの月曜日～金曜日の授業日については、午後5時15分活動停止、午後5時30分までに校門を出ること。
- ②11月第3金曜日翌日～11月第3金曜日までの月曜日～金曜日の授業日(特別に指定した日を除く)については、午後6時00分活動停止、午後6時15分までに校門を出ること。
- ③大会や発表会等の2週間前に限り、顧問がつく場合に、下校時刻を30分延長できるものとする。この規定による大会や発表会等とは、高体連・高野連・高文連主催の大会や校長が認めた各種競技団体・各種連盟主催の大会、学校行事とする。
- ④長期休業中、休日については、午後5時活動停止、午後5時15分までに校門を出る。特別授業・補習・式典の日等、昼から放課となる日も同様に扱う。

(3) 早朝練習

午前7時30分から、早朝練習は年間を通じて行うことができる。
ただし、活動する場合は、顧問がつくことを原則とする。

(4) 休日練習

休日に練習する場合は、休日練習届けが必要であり、ホワイトボードに記入することで届け出とする。ただし、長期休業中の休日練習願は不要とする。なお、活動は半日(3時間)を原則とする。

(5) 定期考査前の活動

定期考査の時間割発表後は、部活動は原則として行わない。(早朝練習を含む。)
ただし、考査直前(時間割発表後)・考査期間中・考査直後(概ね1週間以内)に公式試合・発表会等(高体連・高野連・高文連主催)がある場合は1時間以内に限り、顧問の指導のもと、活動を認める。
期間や活動内容などは各部顧問の申請によるものとし、認められた場合は、ホワイトボードにその旨記入するとともに朝礼で全職員に周知する。

(6) 活動計画の作成

- ①各部は、生徒のニーズを踏まえ、本年度の活動方針と活動目標を作成し、生徒課部活動係まで提出をする。部活動係は、提出された活動計画を本校ホームページにアップする。
- ②各部は、練習計画を作成し、生徒課部活動係まで提出をする。部活動係は、提出された活動計画を本校ホームページにアップする。(活動計画は、毎月25日までに生徒課部活動係に報告する。)
- ③(X)→校務分掌→32_部活動係→令和7 年に毎月25日までに翌月の活動予定を入力し、毎月5日までに先月の活動報告を入力する。

4 大会参加及び生徒派遣

(1) 大会への参加

- ①派遣願を3日前までに担当者(生徒課部活動係)に提出する。
- ②派遣費の請求については、生徒課生徒会会計係に所定の用紙で請求する。
- ③中国大会以上(原則として高体連・高文連が主催する大会)については参加料も支給する。
- ④上記以外の大会については、部顧問会議で別途協議する。

(2) 合宿

- ①合宿は、生徒の負担にならないよう、年間2回までとし、宿泊日数はトータルで5日を超えないように計画すること。
顧問は、事前に計画書を提出し、生徒課で審議ののち、校長の承認を得て実施することができるものとする。計画書は実施の1か月前までに担当者(生徒課部活動係)に提出すること。
- ②交通費等はすべて派遣生徒の自弁とする。ただし、引率者の出張旅費は支給する。
- ③校内での実施の場合は男女別とする。
- ④校外で実施の場合、長期休業中を原則とする。

(3) 練習試合等における県外への部員の派遣

- ①県外への生徒派遣については、生徒の負担にならないよう配慮する。なお、泊を伴う場合は合宿と見なす。
- ②交通費等はすべて派遣生徒の自弁とする。ただし、引率者の出張旅費は支給する。
- ③顧問は、事前に計画書を提出し、校長の承認を得て実施することができるものとする。計画書は実施の1か月前までに担当者(生徒課部活動係)に提出すること。

(4) 大会への参加及び練習試合等の承認

各種大会への参加や合同練習、練習試合を行う場合は、校内、校外にかかわらず、生徒派遣願いで事前に校長の承認を得る。

5 効果的な活動と事故防止

- (1) 生徒課部活動係は、熱中症による事故防止や活動中のけが予防に関する研修会（部顧問会議）を毎年実施する。また、各部顧問の指導力向上のため、科学的なトレーニング方法や指導マニュアルの配布等、積極的な情報提供に努めることとする。
- (2) 活動中のけが等については、速やかに保健室と連携し対処するとともに、管理職にも速やかに連絡し、文書によって報告のこと。

6 その他

(1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ①顧問は、生徒の成長をサポートすることに徹するとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ②部活動顧問会議において、体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

(2) 部活動顧問会議

- ①部顧問会議は、各部の代表顧問1名以上の参加により開催する。担当者は、生徒課部活動係とする。
- ②部顧問会議は、部活動に関する諸問題（体罰・ハラスメント等を含む）に対し、問題の解決を図ることと、顧問の指導力向上のために開催する。

(3) 部費の取扱について

部活動運営のために、部費を徴収する場合には、学校徴収金マニュアルに則り、適切に管理を行うとともに、定期的に保護者宛に会計報告を行うこと。

(4) 部室使用及び部活動後の生徒の下校に関する指導について

- ①生徒課で下校指導を行うが、顧問も時間どおり練習を終え、生徒を下校させる。また、部室の使用方法や施錠・貴重品の管理についても指導する。
- ②貴重品の管理について
男女更衣室や、教室に部活動で更衣したとき、貴重品をその場に放置して、盗難の被害にあう生徒がいるので、各部で貴重品袋などを利用して活動場所で厳重に管理する。
- ③部室や活動する教室等の鍵の管理・戸締まり・消灯をきちんとし、部室は整理整頓を心掛ける。
- ④男女更衣室には、部活動に係る私物は絶対に置かない。